

学生等による地域貢献活動推進事業 実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、令和7年度丹波県民局地域躍動推進事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に基づき、学生等による地域貢献活動推進事業を実施するために必要な事項を定める。

(県と市の協調)

第2 県民局長は、市と連携して予算の範囲内において、この手順に基づき事業に要する経費の一部を学生等の団体に補助するものとし、当該補助にかかる要件等は別に定める。

(補助金の交付申請)

第3 事業の補助を希望する学生等の団体（以下「補助事業者」という。）は、県への補助金交付申請書（補助要綱様式第1号）に、別に定める書類を添えて、指定する期日までに提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による交付申請書にあわせて、市への補助金交付申請書を県民局長に提出し、県民局長はこれを当該市長に送付するものとする。

3 補助金の交付申請額は、千円未満の端数を切り捨てる。

(補助金の交付の決定)

第4 県民局長は、交付申請書の内容を審査して補助金の交付を決定した場合、補助金交付決定通知書（補助要綱様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第5 補助事業者は、事業が完了したときは、補助要綱の規定に基づき実績報告書（補助要綱様式第8号）に別に定める書類を添付し、補助要綱で指定する期日までに県民局長に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告書にあわせて、市への実績報告書を県民局長に提出し、県民局長はこれを当該市長に送付するものとする。

3 補助事業者は、必要に応じて報告書を提出し、取り組みの概要や成果などを報告するものとする。

(補助金の支払い)

第6 県民局長は、実績報告書の提出の後、補助要綱第13条の規定により補助金の額の確定を行い、補助事業者から提出される補助金請求書（補助要綱様式第10号）により、口座振り込みで補助金を支払う。

(概算払い)

第7 県民局長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、概算払いをすることができる。

(補則)

第8 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 補助事業者は、事業の実施、助成金の交付等に関し、県民局長の指示がある場合は、その指示に従うものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【実施要領の別に定める事項】

関係条項	内 容
第 2 ・ 補助要件 ・ 補助金額等	1 補助の要件 (1) 対象団体 丹波地域において地域連携活動を実施若しくは希望する大学の学生又はその大学卒業の社会人の団体で、次の全ての要件を満たす団体とする。 ア 構成員が5名以上の団体 イ 自主的に自治会等の地域団体と連携・協働して地域貢献活動を実施する場合 ウ 上記地域団体と連携・協働して地域貢献活動を実施することについて、概ね合意が形成されている団体 (2) 地域団体とは 自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、商工会、まちづくり協議会、自治協議会、自主防災組織、環境保全活動組織及び中心市街地活性化組織などの団体で次の全ての要件を満たすこと。 ア 丹波地域の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。 イ 活動を行う地域の住民等で構成されていること。 ウ 規約や代表者を定めていること。 (3) 対象事業 地域の共同利益の実現や活性化に向けて、対象団体が地域団体と連携・協働して実施する事業で、次のいずれかに該当し、報告を行うものを補助対象とする。 ア 丹波地域への定住促進に資する活動 イ 地域再生計画の策定や古民家再生等の地域の生活環境改善等の活動 ウ 観光振興や特産品開発等の地域の産業振興等の活動 エ 里山や農道の保全作業、獣害対策等の地域の環境保全等の活動 オ その他地域団体の活動として県民局長が認める活動 (4) 対象外事業 次に掲げる活動に該当する場合は、補助対象外とする。 ア 宗教活動又は政治活動を目的とする活動 イ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする活動 ウ 県から他の助成金を受けている活動 (5) 対象事業の実施期間 交付決定日～令和8年2月27日（金）までに完了する事業

関係条項	内 容
	(6) その他要件 まちづくりの推進に資する提言等の具体的提案を行うこと。 2 補助の内容 (1) 補助対象経費 ア 交通費（対象事業を実施する際の学生等の代表者が在籍する大学の所在地（社会人の団体の場合は代表者の居住地）から主たる活動場所までの最短区間の交通費等、及びその他県民局長が認めるもの。 イ 宿泊費（1人1泊あたり5,000円以内（活動場所付近での宿泊費で、主たる活動地が丹波篠山市の場合は、丹波篠山市内の宿泊施設、丹波市の場合は丹波市内の宿泊施設の利用を対象とする。ただし、飲食費は含まない。）） ウ その他活動に必要な経費等 ボランティア保険、会場使用料、報告書作成費、報告会等地域貢献活動で使用するポスター、パネル作成費、提案策定に係る経費等 (2) 補助金額 (1)に掲げる補助対象経費の合計1／2以内、かつ、1団体あたり100千円以内の額 3 助成の決定 書類審査を経て補助要件に適合する場合は、補助団体及び補助金額等を決定する。

関係条項	内 容
第 3 ・ 交付申請書 添付書類 ・ 提出期日 ・ その他	1 添付書類 事業計画書（補助要綱別表 別紙 1）、地域団体との連携協議書、収支予算書（補助要綱様式第 1 号 別記）、事業スケジュール表、団体会員名簿、交通費算定書、事業内容が分かる資料、その他参考となる書類 2 提出期日 令和 7 年 10 月 31 日（金） 3 その他 補助金交付申請書に不備がある場合、指定する期日までに補正等が行われないときには、当該補助金交付申請書は、受理しない。
第 7 ・ 実績報告書 添付書類	1 添付書類 事業実績報告書（補助要綱別表 別紙 2）、地域団体の実施事業証明書、収支決算書（補助要綱様式第 8 号 別記）、事業実績状況報告書（学生等の延べ人数、活動状況が分かる写真・書類）、地域への提案内容をまとめた資料、その他参考となる書類（見積書、領収書等）
第 9 ・ 概算払いの要件	1 概算払いの要件等 事業の一部が終了した場合、1 回に限り、交付決定額の 1 / 2 を限度として支出済みの経費を支払う。 2 添付書類 事業に要した経費及び内訳を確認できる書類（領収書、活動の延べ人数等を証明する資料）その他の確認に必要と認められる書類（支払計画書、見積書、領収書等）